"ふじのくに"士民協働 施策レビュー 改善提案への対応状況

1 基本情報

| 議論した施策 | 多文化共生社会の形成 | | | |
|--------|---|-------|-------|--------|
| 実施日/班名 | 9月8日(土) 第1班 | 担当部局名 | 地域外交局 | 多文化共生課 |
| 目標 | ○異なる文化や生活習慣についての相互理解を深め、外国人県民も 安心して生活を送り、活躍できる環境を整備する。 | | | |
| 主な取組 | ① 外国人県民も安心して暮らせる環境の整備 ② 外国人県民の生活環境全般の充実 ③ 外国人県民も活躍できる場の提供 | | | |

2 施策背景

- 外国人県民は、1990年「出入国管理及び難民認定法」改正法の施行により、日系3世まで就労の制限のない「定住者」の在留資格が創設されて以降、1993年の技能実習制度の創設もあり、増加を続けた。
- 2008年の経済危機や2011年の東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの、国内景気の回復とともに、近年再び増加傾向にある。また、「永住者」は、2008年の経済危機以降も減少することなく微増傾向にあり定住化が進んでいる。
- 県内の外国人県民は、8万2千人と県民の2%を超えていることから、国籍や文化の違いを相互に理解し外国人県民も地域社会の構成員として社会参画する仕組みを構築するなど、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」が求められている。
- 「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す」を基本目標に掲げた「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定している。

3 現状・課題と施策の方向

| 現状・課題 | 県の施策の方向 | |
|--|--|--|
| アンケート調査によると、日本人県民は、 | ・ 日本人県民と外国人県民の相互理解を推進する。 | |
| 地域に暮らす外国人県民に親しみを持つ人 が3割程度であり、外国人県民は、日本人 | ➡ ①外国人県民も安心して暮らせる環境の整備 | |
| 県民に外国文化を理解してもらえる機会の 創出を行政に求めている人が3割を超えて | ・ 異文化理解のための機会を創出する。 | |
| いる。 | ➡ ③外国人県民も活躍できる場の提供 | |
| 地域社会のコミュニティ機能が低下する中、災害時、要配慮者として位置付けられる。 | ・ 災害時に備え、多言語等に翻訳・提供する体制を整備する。・ 外国人県民への防災教育や防災情報を提供する。 | |
| る外国人県民への対応が求められている。 | ➡ ①外国人県民も安心して暮らせる環境の整備 | |

| 日本語能力が不十分な外国人県民に対して、様々なコミュニケーション支援が求め | ・ 行政情報の多言語化や「やさしい日本語」の普及、 医療通訳者や外国語ボランティアなど支援人材の養 成・登録を推進する。 |
|---|--|
| られている。 | ➡ ②外国人県民の生活環境全般の充実 |
| 文化や生活習慣の違い、医療保険や在留資 格など、制度上の違いにより、外国人県民 | ・ 医療通訳者や多文化ソーシャルワーカーなど支援人 材を養成する。 |
| が抱える不安への対応が求められている。 | ➡ ②外国人県民の生活環境全般の充実 |
| 外国人県民の増加や国籍の多様化に伴い、 外国人県民を支援する人材が不足してい | ・ 活躍をしている外国人県民を支援人材として養成・ 登録する。 |
| る。 | ➡ ③外国人県民も活躍できる場の提供 |
| 外国人求職者・労働者は文化や言語の違い があることから、多様性に配慮した安全で 働きやすい労働環境整備等のきめ細かな支 | ・ 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」理念を普及する。・ 就職支援・定着支援(政策の柱 4-1) |
| 援が必要である。 | ➡ ③外国人県民も活躍できる場の提供 |

4 施策レビューの結果(施策改善提案)とその反映状況

県の進める多文化共生施策が、外国人を増やしていく方向性であるならば、「多文化 共生社会の形成」が必要な理由を整理し、啓発を図ることが必要。

現在の多文化共生の段階としては、コミュニケーションや相互理解を図る段階の第 1フェーズであることから、外国人県民には、日本文化の理解や規範意識の向上を図 る機会を創出するとともに、日本人県民には、異文化の理解や外国人差別に関する理 解啓発を推進する必要がある。

また、地域や学校における相互理解の推進については、静岡で生まれ育った「第 2 世代」と呼ばれる子ども達をどのように活用していくかが鍵となる。

| 改善提案内容 | 施策への反映状況等 |
|---|--|
| ■ 様々なイベントや学びの機会を創出し、外国人県民と日本人県民とのコミュニケーションやお互いの「違い」を認めた上で尊重し合う精神を学ぶことが必要。 なお、普段、イベントや地域との交流に参加しない人たちも参加しやすい、また参加しなければならないと思うような仕組みや内容を検討していくことが重要。 | これまで、多文化共生の理解を推進するための出前講座は、小中学校や放課後児童クラブ等、次代を担う子供を中心に実施してきたが、公民館活動や各種研修、民間企業と連携して実施するなど対象を拡大し、様々な立場の県民に対して異文化理解の促進を図る。 2019年度から、多文化共生に関する様々な課題に適切に対応するため、副知事を本部長とする「多文化共生推進本部」の機能を強化し、関係部局で構成するワーキンググループを設置するなど部局横断的に課題へ取り組み、多文化共生社会の実現を推進する。 |

■ 標識や広報、パンフレット等は、多言語化を原則とするともにイラストや漫画などを活用し、誰もが理解しやすい手法を活用する。

県や市町の広報やパンフレット等については、国際交流員によるネイティブチェックなど、多言語化の充実を図るとともに、多文化共生推進本部幹事会や市町情報交換会の中で、より一層、多言語化及びやさしい日本語による情報提供に取り組むよう働きかけていく。

また、避難経路や避難所を示す災害用ピクトグラムの 活用を市町に提案するなど、誰もが理解できる手法につ いても情報提供していく。

■ 翻訳アプリ等のコミュニケーションツールの普及、拡大を図る。

2019 年度に外国人県民へ生活・就労等の情報提供や相談を行う「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」を設置し多言語翻訳アプリやテレビ電話システム導入をするとともに、アプリ等の利活用方法を市町や関係機関等と情報共有し、普及拡大を図っていく。

また、国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの際には「言葉の壁」のない社会の構築を目標に、 多言語音声翻訳システムの利用促進を図ることとしており、国と連携してセンターでの活用の充実を図っていく。

<2019 年度新規取組>

- ·外国人受入環境整備事業(新規)
- ・(参考) 行政・生活情報の多言語化(国事業)

■ 「第2世代」は、今後、多文化共生社会の形成において活躍が期待されることから、進学や就業への支援を図る。

「第2世代」を含む日本語能力に課題がある外国人児童生徒に対して、2019年度から学校における日本語教育や学習支援を充実させるとともに、高校生に対しては進学や就職に向けたキャリア支援を実施していく。

また、「外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議」 等において、第2世代を含めた外国人の若者に体験談を 発表する場を設けるなど、あらゆる機会を通じて、第2 世代の活躍につながる場を提供していく。

<2019 年度新規取組>

- ・外国人児童生徒トータルサポート事業(拡充)
- ・外国人生徒みらいサポート事業(新規)

■ 地域で活躍している外国人県民等を相 談役とする相談窓口など、行政だけで はなく地域の人を巻き込んだ相談・支 援の場を検討していくことが必要。 2018 年度に、地域コミュニティのキーパーソン(外国人県民)として、外国人学校の校長や国籍別の親睦グループの中心人物、市町国際交流協会の相談員といった方々を調査しリスト化した。

2019 年度に設置予定の「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」において、地域コミュニティのキーパーソンや地域住民の方々等に、センターの周知やセンターで受け付けた相談への対応など、運営への参画を働きかけていく。

あわせて、災害時に設置される県災害時多言語支援センターからキーパーソンへの情報発信など、リストを活用し、災害時の支援体制を強化していく。

■ 言語、医療通訳等の高度な能力を持つ 人材の、ボランティアだけでなく就労 の場となる仕組みづくり。 県国際交流教会に登録されている医療通訳者等に対して、フォローアップ研修を実施し資質向上を図る。

また、病院等に対し、医療通訳の一層の活用に向けた 研修を実施し、活躍の場の拡大を図っていく。